

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	国土交通省設置法等の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省運輸安全委員会設置準備室	電話番号: 03-5253-8821	e-mail: maia@mliit.go.jp
評価実施時期	平成20年1月28日		
規制の目的、内容及び必要性等	運輸安全委員会自らが原因究明の過程で導き出された具体的に取り組むべき措置を原因関係者に勧告して直接伝えるとともに、報告を求めることができることとすることで、事故等の再発防止機能の高度化を図る。		
	法令の名称・関連条項とその内容	運輸安全委員会設置法第27条第2項	
想定される代替案	原因関係者への勧告制度を設けるとともに、報告徴収について法令に基づかない任意の措置として実施		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	報告対象事項は、原因関係者自身が講じた措置に関する事柄であるため当然に原因関係者自身が把握している事柄であり、当該原因関係者が報告を求められることに伴い支出が必要となる費用は僅少であるものと考えられる。	原因関係者が任意に報告徴収に応じることも考えられるが、この場合報告すべき内容は当然に原因関係者が把握している事項であり、報告徴収に応じるに伴う費用の増加は僅少なものと考えられる。
	(行政費用)	運輸安全委員会としては報告徴収に伴い殊更に体制の強化を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。	運輸安全委員会においても、本権限に伴い殊更に体制の強化を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。
	(その他の社会的費用)	-	-
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	本規制によって、運輸安全委員会は、具体的に取り組むべき措置を原因関係者に直接伝えることができるようになるとともに、必要な情報の入手について制度的に担保することができ、再発防止策についての実効性の確保、事故等の再発防止機能の高度化が図られる。		任意に報告徴収に応じた場合、運輸安全委員会は事故等の再発防止機能の高度化に寄与する情報が得られるが、原因関係者が報告徴収に応じないことも想定されその場合は実施した措置についての情報を得ることができないことから、事故等の再発防止機能の高度化を十分に図ることができないと考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	勧告及び報告徴収に伴い、原因関係者及び行政に僅かに費用が発生するものの、勧告に基づいて実施した措置について報告徴収を行うことは、再発防止策についての実効性の確保、運輸安全委員会の事故等の再発防止機能の高度化に寄与する点において、便益が費用を明らかに上回るという。運輸安全委員会の事故等の再発防止機能の高度化に寄与する点で本案の方が代替案より便益が大きく、優れている。		
有識者の見解その他関連事項	特になし		
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後5年を経過した場合において、報告徴収規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとして定められている。(附則第9条) 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。		
備考			